

広島県教育委員会教育長訓令第3号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（委任事務）                      一―二十三（略）                      二十四 学校の所掌に係る県税外収入の徴収（高等学校授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）にあつては、高等学校専攻科に入学を許可された者、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第一号若しくは第二号に該当する者又は教育長が別に定める者に係る徴収に限る。）に関すること。ただし、電子計算組織により作成する納入通知書による納入の通知のうち、高等学校授業料以外の納入の通知を除く。                      二十五（略）</p>	<p>第一条（委任事務）                      一―二十三（略）                      二十四 学校の所掌に係る県税外収入の徴収（高等学校授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）にあつては、広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）第十五条第四項に掲げる高等学校専攻科に入学を許可された者又は同項各号のいずれかに該当する者に係る徴収に限る。）に関すること。ただし、電子計算組織により作成する納入通知書による納入の通知のうち、高等学校授業料以外の納入の通知を除く。                      二十五（略）</p>

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行し、改正後の県立学校長に対する事務委任規程の規定は、令和四年四月一日から適用する。